

令和8年6月定例教育委員会 会議録

1 日 時 令和8年6月29日（月） 開会15時 閉会16時10分

2 場 所 福井市役所別館5階 大講堂

3 出席者 教育長 秦 計代
教育長職務代理者 宮郷 美千代
教育委員 栗原 知子
教育委員 石原 靖紀
教育委員 清川 卓二

<事務局職員>

教育部長	馬來田 善準
少年対策参事官	鈴木 一矢
教育次長	間所 泰次
教育政策課長	横山 勇治
学校施設課長	細川 隆之
学校教育課長	柳原 有紀
学校給食課長	中嶋 靖利
生涯学習課長	竹内 稔彦
文化財保護課長	前川 昌司
図書館長	奈良 聡之
みどり図書館長	高比良 博則
桜木図書館長	竹内 育美
スポーツ課長	谷本 修
調整参事	森下 智也
教育政策課 副課長	松村 健一
教育政策課 課長補佐	白崎 文英
教育政策課 主幹	北川 極己
教育政策課 副主幹	寺島 圭晋

4 議 事

第8号議案	福井市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について	(学校教育課)
第9号議案	福井市少年愛護センター運営委員会委員の委嘱について	(学校教育課)
第10号議案	福井市学校不適応対策推進会議委員の委嘱について	(学校教育課)
第11号議案	福井市社会教育委員の委嘱について	(生涯学習課)
第12号議案	福井市自然史博物館運営協議会委員の委嘱について	(文化財保護課)

第13号議案 福井市図書館協議会委員の委嘱について (図書館)

第9号の2報告 専決処分（福井市教育委員会事務局職員の職名に関する規則の一部改正）の承認を求めることについて (教育政策課)

5 報 告
(1) 令和8年6月福井市議会定例会の報告について (教育部長)

6 議事の経過

- (1) 開会
- (2) 教育長あいさつ
- (3) 会議録署名委員の指名 宮郷 委員 清川 委員
- (4) 議事の要旨

教育長 まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づく教育長職務代理者を、引き続き宮郷委員にお願いしたい。

宮郷委員 了解した。

教育長 それでは、第8号議案 福井市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について、事務局から説明を求める。

事務局
(学校教育課長) 第8号議案 福井市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について、福井市いじめ問題対策連絡協議会等条例第4条の規定に基づき、福井市いじめ問題対策連絡協議会の委員を次のとおり委嘱するものである。
委嘱期間は委嘱の日から令和9年3月31日までである。

教育長 ただ今の説明について、ご質問等はないか。

石原委員 昨年、委員としてこの協議会に出席した。昨年度の協議会での成果があって今年度委嘱する、というかたちが望ましいと思うがいかがか。

事務局
(学校教育課長) 昨年度は、それぞれの立場の方から話を頂いたため、なかなか一つにまとまらないという反省点があったと聞いている。今年度は3回開催する予定だが、3回目には何か目に見える成果が必要ではないかと考えている。そもそもいじめとはどういうものか、いじめに対し、関係機関とどう連携し、対応していくか、という点について、提示できるものを3回目には準備したい。

石原委員 開催回数が3回というのは少ない。昨年度は、結局まとまらなかった気がする。成果が見えづらいと考える。

事務局 (学校教育課長)	開催回数は条例に記載がないが、内容を検討したい。
栗原委員	この委員会では、いじめ問題がなくなるような対応策を議論しているのか。
事務局 (学校教育課長)	条例の条文には、協議する事項として「いじめの防止等のための実効性を高める方策及びその実施状況に関すること」が一番上に掲げられているが、協議会を開催してすぐに効果が出るものではない。昨年度、関係機関が集まって、それぞれの立場から意見を頂いたので、今年度はその意見をどうまとめていくかを検討すべきだと考えている。実効性を高める方策を考えていきたい。
教育長	他にご質問等はないか。
	— 質疑なし —
教育長	特にないようであり、質疑を終結する。 第8号議案については、原案のとおり承認することに異議はないか。
	— 異議なし —
教育長	異議なしと認める。よって、第8号議案は原案のとおり承認する。 次に、第9号議案 福井市少年愛護センター運営委員会委員の委嘱について、事務局から説明を求める。
事務局 (学校教育課長)	第9号議案 福井市少年愛護センター運営委員会委員の委嘱について、福井市少年愛護センター設置条例第3条及び福井市少年愛護センター運営委員会規則第2条の規定に基づき、福井市少年愛護センター運営委員会委員を次のとおり委嘱するものである。 委嘱期間は令和8年7月1日から令和10年6月30日までである。
教育長	ただ今の説明について、ご質問等はないか。
	— 質疑なし —
教育長	特にないようであり、質疑を終結する。 第9号議案については、原案のとおり承認することに異議はないか。
	— 異議なし —
教育長	異議なしと認める。よって、第9号議案は原案のとおり承認する。 次に、第10号議案 福井市学校不適応対策推進会議委員の委嘱について

	て、事務局から説明を求める。
事務局 (学校教育課長)	第10号議案 福井市学校不適応対策事業推進会議規則第2条の規定に基づき、福井市学校不適応対策推進会議委員を次のとおり委嘱するものである。 委嘱期間は令和8年7月1日から令和10年3月31日までである。
教育長	ただ今の説明について、ご質問等はないか。
清川委員	学校不適応対策事業というのは、どういう事業なのか。何を議論するのか。
石原委員	不登校のこどもは明らかに増加している。当初はチャレンジ教室で色々な活動をして、学校に戻すというのが目的だったが、現在は、学校で居場所がないこどもの拠り所や、こどもたちがどうすれば幸せになれるか、無理に学校に行かせて苦しい思いをさせないような体制をどうつくっていくか、という内容に変化しつつあると思っている。
事務局 (学校教育課長)	学校に適応できないこどもをどう支援していくか、というのがこの会議の主旨である。学校不適応児童やその保護者などの教育相談、新たな学校不適応児童生徒を出さないための支援、啓発などを行っている。保護者や教職員が問題に直面した時、どういった対応をすれば良いか、どう関係機関につなぐべきか、といった事例検討も行っている。
清川委員	昔から使われていた言葉だと思うが、「不適応」という言葉を初めて聞くと、違和感がある。
教育長	中央教育審議会の一つのワーキンググループで、不登校児童生徒にかかる特別な教育課程がどうあるべきかを議題としている。サポートルームやフリースクールなど、学校とは別の機関で学ぶこどもにも特別な教育課程を認め、個別の支援計画を策定すべきだという報道があった。ひとりひとりの学びを保障していく、ということがこれからのキーワードになるだろう。
教育長	他にご質問等はないか。 — 質疑なし —
教育長	特にないようであり、質疑を終結する。 第10号議案については、原案のとおり承認することに異議はないか。 — 異議なし —
教育長	異議なしと認める。よって、第10号議案は原案のとおり承認する。

	次に、第１１号議案 福井市社会教育委員の委嘱について、事務局から説明を求める。
事務局 (生涯学習課長)	第１１号議案 福井市社会教育委員の委嘱について、福井市社会教育委員に関する条例第２条第２項の規定に基づき、社会教育委員を次のとおり委嘱するものである。 委嘱期間は令和８年７月１日から令和９年６月３０日までである。
教育長	ただ今の説明について、ご質問等はないか。 — 質疑なし —
教育長	特にないようであり、質疑を終結する。 第１１号議案については、原案のとおり承認することに異議はないか。 — 異議なし —
教育長	異議なしと認める。よって、第１１号議案は原案のとおり承認する。 次に、第１２号議案 福井市自然史博物館運営協議会委員の委嘱について、事務局から説明を求める。
事務局 (文化財保護課長)	第１２号議案 福井市自然史博物館運営協議会委員の委嘱について、福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例第１４条第３項の規定に基づき、福井市自然史博物館運営協議会委員を次のとおり委嘱するものである。 委嘱期間は令和８年７月１日から令和９年６月３０日までである。
教育長	ただ今の説明について、ご質問等はないか。 — 質疑なし —
教育長	特にないようであり、質疑を終結する。 第１２号議案については、原案のとおり承認することに異議はないか。 — 異議なし —
教育長	異議なしと認める。よって、第１２号議案は原案のとおり承認する。 次に、第１３号議案 福井市図書館協議会委員の委嘱について、事務局から説明を求める。
事務局	第１３号議案 福井市図書館協議会委員の委嘱について、福井市図書館の設

(図書館長)	置及び管理に関する条例第5条第3項の規定に基づき、福井市図書館協議会委員を次のとおり委嘱するものである。 委嘱期間は令和8年7月1日から令和10年6月30日までである。
教育長	ただ今の説明について、ご質問等はないか。 — 質疑なし —
教育長	特になくようであり、質疑を終結する。 第13号議案については、原案のとおり承認することに異議はないか。 — 異議なし —
教育長	異議なしと認める。よって、第13号議案は原案のとおり承認する。 次に、第9号の2報告 専決処分（福井市教育委員会事務局職員の職名に関する規則の一部改正）の承認を求めることについて、事務局から説明を求める。
事務局 (教育政策課長)	第9号の2報告 専決処分（福井市教育委員会事務局職員の職名に関する規則の一部改正）の承認を求めることについて、福井市教育委員会所管事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、4月1日付けで同規則別表の「栄養士の」を「管理栄養士の」に改めたことについて、教育委員会の承認を求めるものである。
教育長	ただ今の説明について、ご質問等はないか。 — 質疑なし —
教育長	特になくようであり、質疑を終結する。 第9号の2報告については、承認することに異議はないか。 — 異議なし —
教育長	異議なしと認める。よって、第9号の2報告は承認する。
教育長	次に、報告に移る。 報告（1）令和8年6月福井市議会定例会の報告について、事務局から説明を求める。
教育部長	報告（1）令和8年6月福井市議会定例会の報告について、6月定例市議会の会期は、6月8日から6月25日までの18日間であった。

1. 提出議案について、教育委員会関係で今回提出した議案は、①第34号議案 令和8年度福井市一般会計補正予算、②第39号議案工事請負契約の変更について（清水中学校校舎・体育館・外1棟外壁改修工事）、③第41号議案財産の取得について（タブレット端末一式）の3件である。これらの議案は、5月定例教育委員会において同意いただいた案件で、6月19日の教育民生委員会で審議され、6月25日の議会最終日に、原案どおり可決された。

次に、2. 質疑について、6月15日から17日まで3日間行われた一般質問では、10名の議員から質問があった。主な内容は、部活動の地域展開に関する質問をはじめ、GIGAスクール構想や、学校規模適正化などについての質問があった。

— 以下、6月定例市議会の質疑応答について資料で説明 —

教育長

ただ今の説明について、ご質問等はないか。

栗原委員

部活動の地域展開について、経済的な貧困格差を是正するための補助金であるが、金銭的な援助も必要だが、経済的に困窮している家庭は情報の格差も大きい。部活動がなくなること、子どもにとっては地域で過ごす時間が長くなるが、教員の働き方改革に伴い、子どもが手にする情報が非常に少なくなっている。私自身、保護者としても体感しているし、地域貢献として行っている活動などでチラシの配布を行う際にも、学校から断られている状況が続いている。子どもが情報をダイレクトにキャッチできる機会を確保すべきである。

事務局
(学校教育課長)

地域展開に関する子どもたちへの情報提供は学校単位で行うことになると思う。本課として明確に回答することは難しい。

栗原委員

子どもが学校から持ち帰ったチラシで、「ここに行きたいから申し込んでほしい」と言われることはほぼなくなった。一方、県や市が所有する施設のチラシはたくさん届いている。

事務局
(教育政策課長)

地域展開の主役は子どもたちである。ホームページでは地域クラブを掲載しているが、見る機会がない子どももいる。子どもの居場所を確保するという視点で考えると、地域クラブ活動だけでなく、地域づくりの活動でも構わないと思う。子どもが直接関心を持てるよう、どのように進めていくか検討したい。

宮郷委員

部活動の地域展開について、熊本市の取組に着目した質問があったが、熊本市は特別なことをしているのか。

教育部長

議員からは、地域展開にかかる熊本市の取組を視察したため、質問したと聞いた。熊本市は「部活動を継続する」という言い方をしている。実際

には地域展開と同じことをするが、人件費などを含めて年間約１０億円かけるとのことである。基本的に学校の部活動のかたちをそのまま残しながら、地域展開させるという仕組みである。部活動を残した方が良いと考える人にとっては非常に良いシステムであるにとられている。本市は、既存の地域クラブを主体に活動する、これまでの部活動以外も含めて広く生涯スポーツ、生涯文化活動として取り組んでもらう、というスタイルをとっており、部活動をそのまま残すという熊本市のスタイルとは違いがあると思う。

宮郷委員

福井市の地域クラブはどれくらいあるのか。

事務局
(教育政策課長)

中学生を受け入れているクラブは３００近くあり、ホームページに掲載してある。

宮郷委員

新しく立ち上がったクラブはどれくらいあるのか。

教育部長

新たに立ち上げたクラブ数は手元に資料がないので分からないが、もともと大人だけで活動していたクラブで、中学生も受け入れるようになったクラブや、小学生を対象にしていたスポーツ少年団で、中学生も対象にしたクラブがある。

栗原委員

タブレット端末の更新に関する質問について、ＩＣＴに関するメリットとデメリットに関する教育現場の意見を吸い上げているのか。

事務局
(学校教育課長)

全国学力調査や県の学力調査などで、タブレット端末の使用に関する調査を行っている。また、県教育委員会が教員のタブレット端末の習熟度に関する調査を行っており、その結果を共有している。こどもたちがタブレット端末を使用するという前提があるので、デメリットを感じさせずに活用させるよう工夫する必要がある。

栗原委員

タブレット端末の使用を止める国がある一方、文部科学省は推進していく方針を示している。その方針には従うべきだが、こどもたちは手元のタブレットの画面を見たまま、目線を合わせずに会話をする癖がついてしまっている。メリットはあると思うが、新しい学習指導要領で対話、探究を重視すると言いながら、対話の基本が身につかないままになってしまう。

事務局
(学校教育課長)

環境が非常に重要であると考えている。タブレット端末を使わない時は机の中から出さないことを徹底すべきである。机の横にタブレットを入れる袋を設置している学校もある。タブレット端末をどう扱うかという課題については、指導主事らと話し合い、情報を共有することが大切である。

教育長	タブレット端末を文房具の１つとして扱うべきと言われてから大分経つが、まだまだ過渡期であるとする。
教育長	その他、事務局から何かあれば願する。
事務局 (教育政策課長)	― 市長部局への業務移管と事務委任について、資料を基に説明― ― 専決処分(福井市教育委員会行政組織規則等の一部改正)の表記の誤りについて、資料を基に説明―
教育長	その他、委員から何かあれば願する。 ― 特になし ―
教育長	最後に、次回の日程について、事務局から願する。
事務局 (教育政策課課長補佐)	次回は、7月30日(木)15時から、場所は福井市役所本館8階第3委員会室にて開催するので、ご出席いただきたい。
教育長	以上をもって会議を終了する。

令和8年7月29日

署名委員 宮郷 美千代

署名委員 清川 卓二

議事録作成職員 寺島 圭晋